

固定電話番号を利用する転送電話サービス

2021/6/24

ソフトバンク株式会社



(1) 総論

- ・現行の電話転送役務に関する番号制度について、どのように考えるか。
- ・新型コロナウイルスの感染拡大等に伴う社会のデジタル化に対し、電話転送役務はどのような役割を果たすか。

・固定電話番号(0AB～J番号)は、地理的識別性が担保されていることにより、ひいては社会的信頼性の識別に繋がっているものと考えます。よって、電話転送役務においても「電話転送役務に使用される固定電話番号により識別される固定端末系伝送路設備の一端が、番号区画の区域内にある最終利用者の活動の拠点に設置されている」ことを担保することが重要であり、地理的識別性を担保するための現行制度は維持されるべきと考えます。

・在宅勤務の普及等に伴い、自宅に居ながら会社の固定電話番号で発着信を行う等のニーズが増加傾向にあり、電話転送役務はそのようなニーズに対応した役割を果たすと考えています。

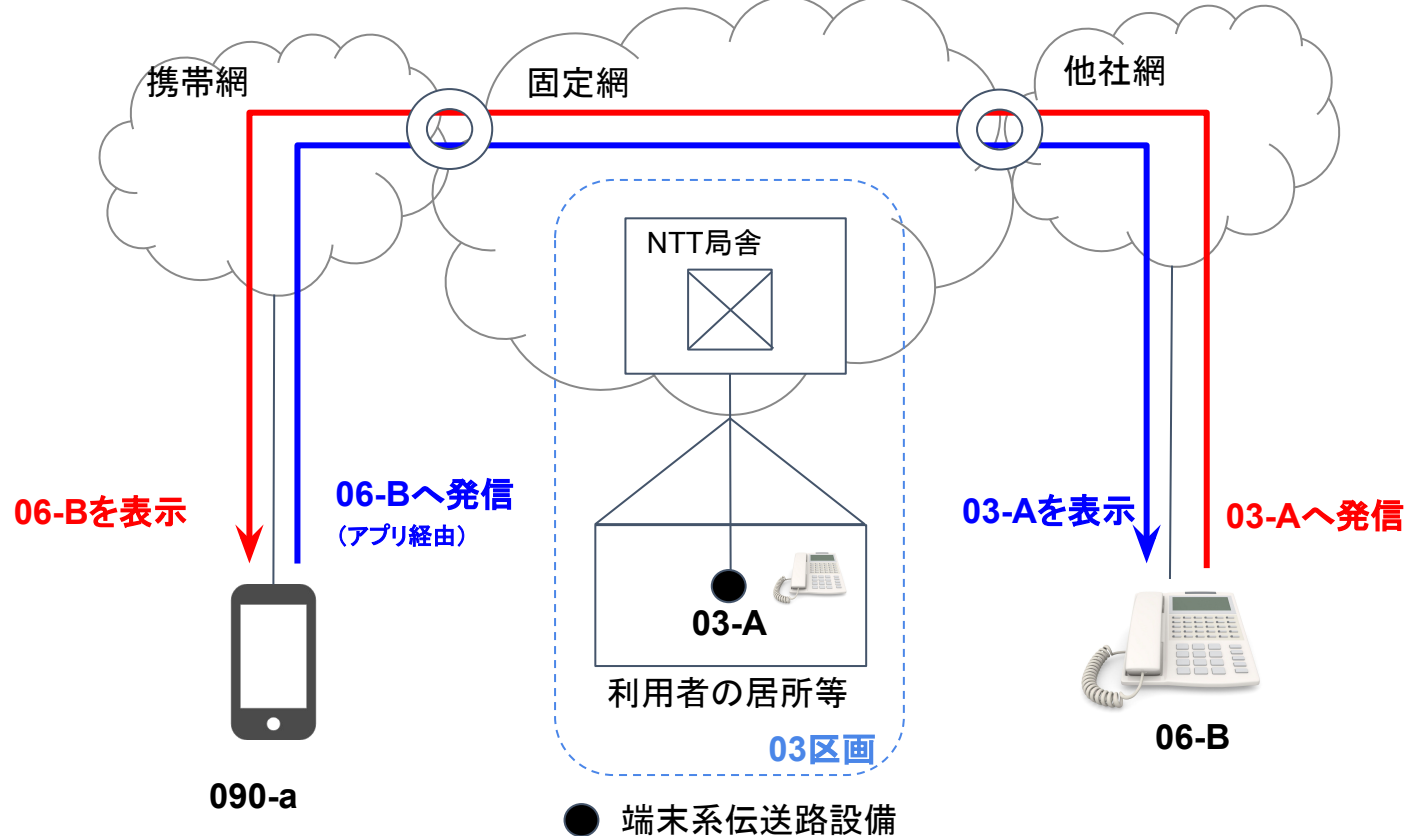
(2) 提供している電話転送サービス

- ①提供している電話転送役務はどのようなものか(ネットワーク図に端末系伝送路設備・呼の流れを記載し説明)。
- ②電話転送役務契約において、法人利用と個人利用を区分するなど把握しているか。
- ③今後提供を予定している電話転送役務はあるか。それはどのようなものか。

①パターン1

該当サービス: 着信転送機能のみを提供するもの、Bizダイヤル(発信転送)

※当社のNW側で転送処理



②契約時の本人確認は法人、個人を区別

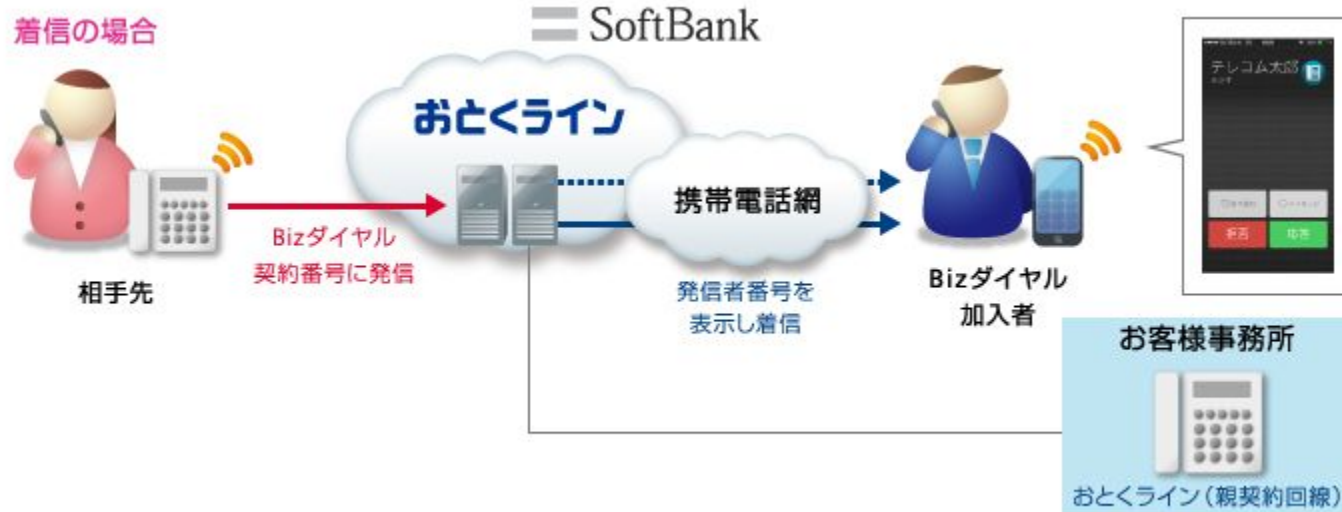
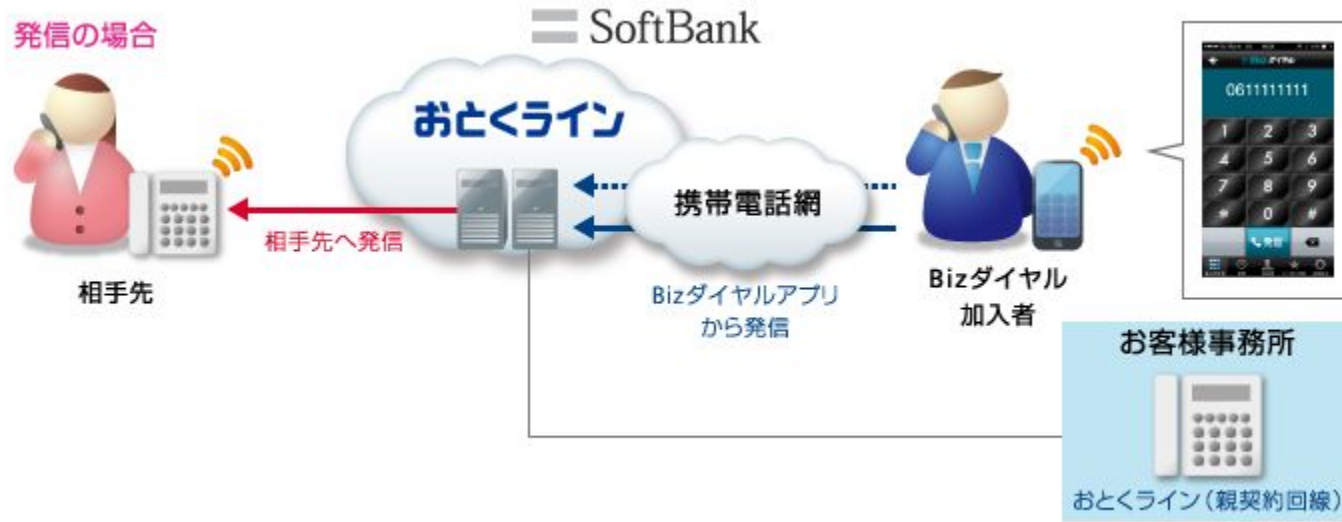


構成員限り

【参考】Bizダイヤル

Bizダイヤルでは、あらかじめ指定されたソフトバンクのスマートフォン※に、業務用の固定電話番号(Bizダイヤル契約番号)への通話を転送することにより着信できます。また、Bizダイヤル専用のアプリケーションを利用して、相手先に固定電話番号を通知して通話することも可能です。

※「おとくライン」の法人契約名義と同一名義であることが条件

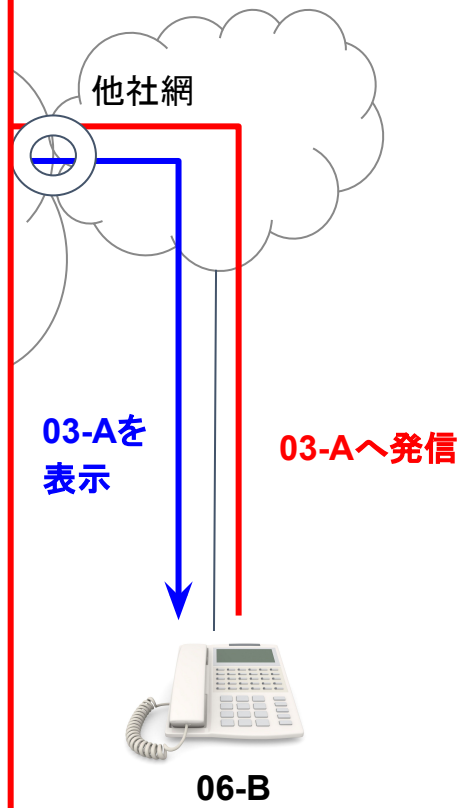
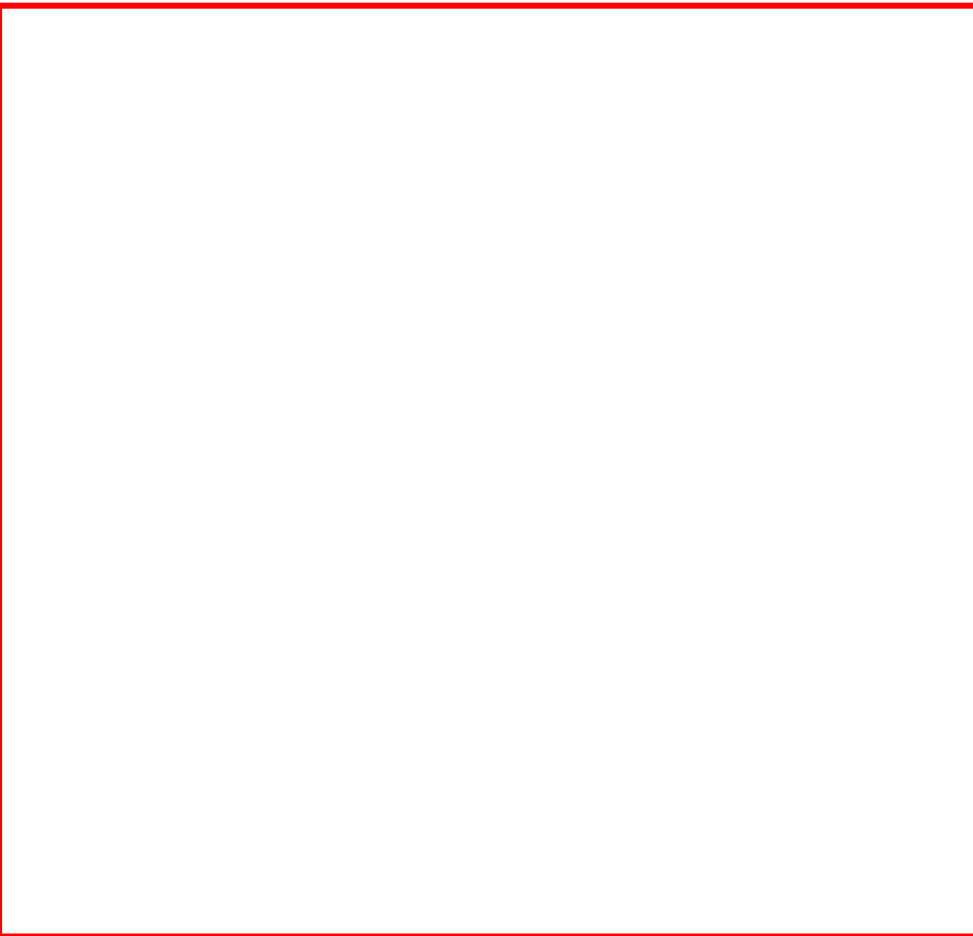


(2) 提供している電話転送サービス

- ① 提供している電話転送役務はどのようなものか(ネットワーク図に端末系伝送路設備・呼の流れを記載し説明)。
- ② 電話転送役務契約において、法人利用と個人利用を区分するなど把握しているか。
- ③ 今後提供を予定している電話転送役務はあるか。それはどのようなものか。

①パターン2

該当サービス:おうちのでんわ



構成員限り

②契約時の本人確認は法人、個人を区別

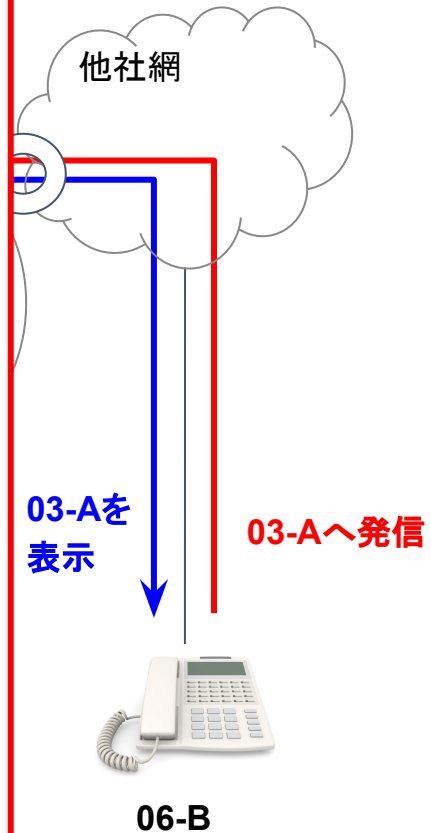


構成員限り

(2) 提供している電話転送サービス

- ①提供している電話転送役務はどのようなものか(ネットワーク図に端末系伝送路設備・呼の流れを記載し説明)。
- ② 電話転送役務契約において、法人利用と個人利用を区分するなど把握しているか。
- ③今後提供を予定している電話転送役務はあるか。それはどのようなものか。

①パターン3



構成員限り

②法人向けの提供

構成員限り

(3) 電気通信番号計画における番号の使用に関する条件

- ・電話転送役務に関する電気通信番号計画上の条件(①誤認を生じさせる緊急通報を不可能とし、緊急通報の代替措置を講ずること、②本人確認及び拠点確認、③拠点への設備設置確認、④品質確認)については、どのように担保しているか。
特に、②、③について、具体的な方法や実施の頻度はどうなっているか。
- ・同条件に対する要望はあるか

パターン1

電話転送役務に関する電気通信番号計画上の条件	電話転送役務に関する電気通信番号計画上の条件の担保
①誤認を生じさせる緊急通報を不可能とし、緊急通報の代替措置を講ずること	着信転送: 対象外 発信転送 (Bizダイヤルの場合のみ): アプリからは緊急通報を不可とする措置。携帯電話より通報頂くよう契約時にお客様へ説明
②本人確認及び拠点確認	
③拠点への設備設置確認	
④品質確認	

構成員限り

(3) 電気通信番号計画における番号の使用に関する条件

- ・電話転送役務に関する電気通信番号計画上の条件（①誤認を生じさせる緊急通報を不可能とし、緊急通報の代替措置を講ずること、②本人確認及び拠点確認、③拠点への設備設置確認、④品質確認）については、どのように担保しているか。
特に、②、③について、具体的な方法や実施の頻度はどうなっているか。
- ・同条件に対する要望はあるか

パターン2

電話転送役務に関する電気通信番号計画上の条件	電話転送役務に関する電気通信番号計画上の条件の担保
①誤認を生じさせる緊急通報を不可能とし、緊急通報の代替措置を講ずること	着信転送: 対象外 発信転送: 緊急通報の場合のみ携帯電話として通報(固定電話としてではなく携帯電話としての通報となる旨、契約時にお客様へ説明)
②本人確認及び拠点確認	
③拠点への設備設置確認	
④品質確認	

構成員限り

(3) 電気通信番号計画における番号の使用に関する条件

- ・電話転送役務に関する電気通信番号計画上の条件 (①誤認を生じさせる緊急通報を不可能とし、緊急通報の代替措置を講ずること、②本人確認及び拠点確認、③拠点への設備設置確認、④品質確認)については、どのように担保しているか。
特に、②、③について、具体的な方法や実施の頻度はどうなっているか。
- ・同条件に対する要望はあるか

パターン3

電話転送役務に関する電気通信番号計画上の条件	電話転送役務に関する電気通信番号計画上の条件の担保
①誤認を生じさせる緊急通報を不可能とし、緊急通報の代替措置を講ずること	着信転送: 対象外 発信転送: 緊急通報不可 (契約時にお客様へ説明)
②本人確認及び拠点確認	
③拠点への設備設置確認	
④品質確認	

構成員限り

(4) 卸電気通信役務の提供

電話転送役務に関する卸電気通信役務は提供しているか。

卸電気通信役務を提供している場合、本人確認、拠点確認及び拠点への回線設置確認について、卸先事業者に求めていることはあるか。卸先事業者にもルールの遵守を徹底させているか。

- ・一部のサービス(着信転送機能のみを提供するサービス)において電話転送役務に関する卸電気通信役務を提供しています。
- ・卸先事業者において、ルールの順守が徹底されていることを確認しております。

(5) 不適正な利用

- ・ 自社または卸先事業者において、電話転送役務を活用した不適正な利用(特殊詐欺等)があるか。
- ・ 実施している取組・対策はなにか。
- ・ 有効と考えられる取組・対策はなにか。

電話転送役務を活用した不適正な利用は承知しておりません。

(7) 規制の在り方

電話転送役務を提供する事業者に対する番号制度上の規制の在り方について、どのように考えるか。

電話転送役務の不適正な利用を防止するにあたり、電話転送役務に関する電気通信番号計画上の条件の遵守は引き続き行われるべきと考えます。

EOF